

国家公務員法等の一部を改正する法律（仮称）

【中 略】

（検察庁法の一部改正）

第〇〇条 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「検事を以てこれに」を「検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第十条第一項中「検事を以てこれに」を「検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十条中「外、左の各号の一」を「ほか、次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、同条に次の二項を加える。

前項の定めるところにより検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は

、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十二条中「検事総長」を「検察官」に改め、「、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に」

文 築三十九年夏ひ築三十条を削る

築三十九年夏、互にした互にじに改め、同年を築三十九年とする。

築三十九年を 築三十九年とする。

築三十九年を 築三十九年とする。

「日立築三十九年夏ひとからぬ三十九年まで」に
沙の 同年を 築三十九年とする。

築三十九年を 諸物築三十九年として 同年を 三十九年とする。

を削り、同条に次の一項を加える。

次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

第三十二条の二中「乃至第二十条及び」を「から第二十条まで、」に、「乃至第二十五条」を「から第二十五条まで及び第三十五条」に改める。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

第三十四条 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

第三十五条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する規定に係る情報を提供するものとするとともに、同日以後における勤務の意思を把握するよう努めるものとする。

第三十一条と四助等を廃止し、

第三十七条から第四十二条までを次のよう改める。

第三十七条から第四十二条まで 削除

（検察官の俸給等に関する法律の一部改正）

第〇〇条 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 当分の間、検事及び副検事の俸給月額は、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分

の七十を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 検察庁法第二十二条第二項の規定により検事に任命された者には、当分の間、特定日以後、その者を受けける俸給月額のほか、その者の年齢が六十三年に達した日にその者が受けっていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）と特定日にその者の受ける俸給月額と

の差額に相当する額を俸給として支給する。

【中略】
官上本多ひ等て多とか

附則

官上本多ひ等て多とか
官上本多ひ等て多とか
官上本多ひ等て多とか
官上本多ひ等て多とか

【中略】

第二条 第A条の規定による改正後の国家公務員法（以下「新国家公務員法」という。）第六十条の二、第

八十五条の二から第八十五条の七までの規定の円滑な実施を確保するため、任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

以下同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

○ 第〇〇条の規定による改正後の検察庁法（以下「新検察庁法」という。）第九条第一項、第十条第一項、第二十条第二項及び第二十二条の規定の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、法務

大臣の行う準備に關し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

第ABC—1条 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法（新裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は新自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢又は定年前再任用短時間勤務職員に関連する制度（年齢が六十三年に達した検察官の任用に関連する制度を含む。）について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、できるだけ速やかに、国家公務員の給与水準がこの法律の規定による改正前の法律に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院における検討の状況を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。